



RIETI Discussion Paper Series 13-J-008

**最低賃金の労働市場・経済への影響**  
**- 諸外国の研究から得られる鳥瞰図的な視点 -**

鶴 光太郎  
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

最低賃金の労働市場・経済への影響  
- 諸外国の研究から得られる鳥瞰図的な視点 -

鶴光太郎（慶應義塾大学／経済産業研究所）

要 旨

本稿では、海外や日本において行われてきた最低賃金に関する理論的、実証的な研究を包括的に紹介し、こうした研究の到達点がどこにあるのか鳥瞰図的な視点から明らかにした上で、日本の最低賃金政策を考える上でのインプリケーションを提示する。

まず、最低賃金政策の是非を巡って重要な判断基準となる雇用への影響については、日本でも実証分析の蓄積が進んでおり、大規模なマイクロ・パネルデータを使い、より最低賃金変動の影響を受けやすい労働者へ絞った分析は、ほぼ雇用へ負の効果を見出している。こうした事実を踏まえて最低賃金政策のあり方を評価、議論していく必要がある。また、雇用のみならず、所得分布、労働時間、収益、価格、ひいては人的資本への影響を分析し、最低賃金による影響の総合的な評価を行うことも重要である。

具体的な政策提言としては、まず、第一に、最低賃金の引き上げを認める場合も、政策的には特定のグループが過度な負担を背負うことを極力回避すべきである。ヨーロッパ諸国のように、若年に対し年齢階層に分けて異なる最低賃金を適用することも検討に値しよう。第二に、最低賃金を引き上げる場合でも、なるべく緩やかな引上げに止めるべきである。第三に、最低賃金制度への依存は労使関係の機能不全の象徴と考えると、低賃金労働者の待遇改善を労使関係の中でいかに実現させていくかという方向の努力も必要である。第四に、日本においてもイギリスの低賃金委員会（LPC）のようなエビデンスに基づいて最低賃金に関わる政策判断を行うような専門組織を検討すべきである。

キーワード：労働経済 労働政策一般 労働法一般

JEL Classification： J13 J21 J81

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

## 1 イントロダクション

最低賃金が労働・賃金政策として特に脚光を浴びるようになったのは、格差問題が社会・政治問題化した2006～2007年頃からであった。2007年には官邸に政労使公益からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議」が立ちあげられ、最低賃金の引上げと中小企業の生産性向上支援が実施されるようになった。また、2007年には最低賃金法改正が成立し、最低賃金の決定の際に生活保護に係る施策との整合性に配慮することとなった。こうした中で、2006年以前には全国平均で最低賃金の伸びは1%前後であったにもかかわらず、都市部を中心に大きく引き上げられるようになり、2ケタの伸びを示すようになった。

このように最低賃金政策は近年大きな変化を経験したが、それ以前においては分析対象としての関心も限定的であり、最低賃金に関わる経済分析の蓄積はかなり限られていた。また、最低賃金を巡る政策論議も決してメジャーとはいえなかった。一方、最低賃金の引き上げが労働者の雇用に悪影響を与えるメカニズムは、ある対象者に便益を与えようとする政策が必ずしも彼らの利益にはならない典型例として経済学の教科書では紹介される場合が多く、経済学者にとってはなじみのある議論であった。その意味で経済学者と政策担当者・政治家・国民との最低賃金政策への認識ギャップもかなり大きかったと言わざるを得ない。もちろん、後でみるように、最低賃金の雇用への影響は、上記の完全競争のモデルだけでなく、様々なモデルに基づいて考えられるし、最低賃金を巡る政策論争が日本よりも盛んに展開されてきた欧米では最低賃金の影響に関する研究が質、量ともに豊富に蓄積されてきた。

日本の最低賃金を巡る分析においても大規模なマイクロ・パネルデータを使用したものがようやく行われるようになってきたが、残念ながら専門家の間でも十分な認知、共有知識化が不足している状況である。また、海外の研究成果についても日本では十分に紹介されてきたとはいえない。こうした中で、例外的に最低賃金に関する欧米や日本における研究を要領良く的確に紹介した大竹(2007)、川口(2009)では、当時の日本の研究について以下のような評価を行っていた。

大竹(2007)

「1990年代半ば最低賃金引き上げが雇用を増やすとの米国での実証分析が話題を呼んだ。もともと、近年は、逆に未熟練労働を中心に雇用にはマイナスとの結論が増えている。・・・日本では(いくつかの実証分析例を紹介し)・・・最低賃金が労働市場へ影響を与えだしている。」

川口(2009) (p286)

「いくつかの日本の研究を概観した上で、少なくともいえそうなのは、最低賃金の上昇が

低賃金労働者の雇用に影響を与えないという信頼にたる研究結果は日本にはほとんど存在しないということである。」

一方、上記サーベイの翌年に公表された、厚生労働省(2010)『雇用政策研究会報告書』では、最低賃金の雇用への影響について以下のような記述がある (p20)。

「最低賃金の引上げが雇用を失わせるかについては、雇用を失わせるとする研究<sup>67</sup>がある一方で、逆の結果を示す研究<sup>68</sup>も見られ、これについては、さらに今後の研究の蓄積を待つことが必要である(注 67 Neumark and Wascher (1992) 10%の最低賃金引上げが1~2%ほど若年層の雇用量を減少させるとの結果。注 68 Card and Krueger (1994) ニュージャージー州とペンシルヴァニア州でのファーストフード店の雇用量変化について比較した結果、最低賃金が引き上がったニュージャージー州で雇用の伸びが大きかった。)」

当時は、同研究会には筆者も委員として参加していたが、日本の最低賃金の雇用への影響に関する実証分析は政策当局が評価できるほど十分蓄積されていないというのが研究会・厚生労働省の認識であった。また、海外の実証分析についても、報告書のスペースの問題はあるものの実情を十分詳しく紹介できているとはいえない状況であった。

さらに、こうした国内状況に輪をかけて、日本の最低賃金に関する経済分析の国際的な認知度は低い状況である。たとえば、イギリスの最低賃金委員会から依頼されて書かれた最低賃金の若年労働市場に与える影響の国際的な文献レビュー論文(Croucher and White (2011))では、12か国の先進国がレビューの対象となっているが日本は除外されていた。その理由として、(1)日本における研究のサーベイに対し手を挙げる専門家がいなかったこと、(2)日本の文献ではこのテーマは共通の関心事項・研究対象として取り上げられていないこと、が挙げられた<sup>1</sup>。この例は海外への発信が遅れていることはもちろんのこと、やはり、国内での研究の蓄積、論争がまだまだ十分でないことを物語っている。

---

<sup>1</sup> “THE IMPACT OF MINIMUM WAGES ON THE YOUTH LABOUR MARKET: AN INTERNATIONAL LITERATURE REVIEW FOR THE LOW PAY COMMISSION” (p5)

“This report to the Low Pay Commission (LPC) provides an international review of the literature relating to minimum wages and the youth labour market. It covers literature on 12 countries - the USA, Australia, New Zealand, Canada, France, Belgium, Spain, the Netherlands, Portugal, Greece, Finland and the UK. We had originally sought to include Japan in our review but found no way of locating external experts willing to take part. We were also told that this issue is not commonly addressed in the Japanese literature.”言及はなかったが、文献リストにあった論文は、Hori and Sakaguchi (2005)、Kambayashi, Kawaguchi and Yamanda (2010)、Kawaguchi and Mori (2009)のみであった。

こうした状況を踏まえ、本稿では、海外や日本において行われてきた最低賃金に関する理論的、実証的な研究を包括的に紹介し、こうした研究の到達点がどこにあるのか鳥瞰図的な視点から明らかにする。その上で、日本の最低賃金政策を考える上でのインプリケーションを引き出してみたい。第 2 節では、最低賃金の影響を分析するためのいくつかのフレームワークを提示する。第 3 節、4 節はそれぞれアメリカを中心に最低賃金の雇用と雇用以外への影響をサーベイする。第 5 節は、最低賃金制度の国際比較と関連研究を紹介し、第 6 節は、最低賃金制度を再導入したイギリスの経験、新たな仕組み、実証研究について述べる。第 7 節で日本における最低賃金の実証分析を主に雇用への影響に絞って評価を行う。第 8 節ではそれまでのサーベイから得られる日本への政策的インプリケーションを整理し、第 9 節で本稿のまとめを行う。

## 2 最低賃金の影響を分析する際の理論的フレーム・ワーク<sup>2</sup>

### 完全競争モデル

ここではいくつかのモデルについて説明してみよう。まず、出発点となるには、完全競争的労働市場モデルである。この場合、企業は、追加的に一人雇い入れることで得られる追加的な価値と追加的に負担する費用が等しくなるところまで雇用量を調整することが利潤最大化の観点から最適となる。つまり、労働の限界生産物価値と賃金率が等しいところで雇用量が決まるのである。通常、労働の限界生産物価値は雇用量の増大とともに減少するため、最低賃金の導入・引き上げにより賃金率が高まれば、企業は労働の限界生産物価値を高める必要があり、雇用量を減少させると考えられる。

### 雇用調整の時間・コストが存在するケース

最低賃金の導入・引上げにもかかわらず、雇用量が減少しないのはどのような場合であろうか。まず、雇用調整のために時間・費用がかかる場合である。雇用調整に時間がかかる場合は、瞬時に最適な雇用量に調整することは難しいため、短期的には雇用は減少しないが、長期的には調整が行われ雇用は減少することになる。

雇用調整に無視できない費用がかかる場合、具体的には、雇用を削減する場合の解雇費用、雇用を増やす際の採用費用が存在する場合を考えてみよう。この場合、企業は労働の限界生産物価値と賃金率のみの関係のみをみて雇用量を決定するわけではない。例えば、解雇費用が存在する場合、最低賃金の上昇によって賃金率が労働の限界生産物価値を上回ったとしてもすぐには雇用を削減しないであろう。なぜなら、この場合、企業は雇用削減することで得られる企業のメリット（賃金の節約）と雇用削減に伴う費用（雇用を削減しなければ期待できた労働者への企業への貢献+解雇費用）が釣り合うように雇用量を決定すること

---

<sup>2</sup> 大竹(2013) (本書第 7 章) も参照されたい。

になるからである。つまり、賃金率が労働限界物価値を上回ったとしても、その差分が解雇コストを下回っている間は、雇用量を減少しない。その差分が解雇コストを上回ればそれが解雇コストに等しくなるまで雇用を削減することとなる(Bentorilla and Bertola (1990)<sup>3</sup>)。したがって、最低賃金の上昇幅が大きい場合は、雇用削減は行われ難いということになる。

### 買い手独占モデル

一方、雇い主(企業)は価格(賃金)支配力があるという意味で労働市場が競争的でない場合(買い手独占市場モデル)、やはり、最低賃金導入・引上げが必ずしも雇用を減少させるとは限らない。この場合、企業は元来、利潤最大化のために雇用量を抑制することで賃金(率)を競争均衡よりも低い水準に設定していると考えられる。つまり、社会的にみれば賃金水準、雇用量とも過少の状況である。最低賃金がこの水準よりも高い水準で導入されれば、利潤最大化のためには労働コスト増を雇用減で相殺するのではなく、むしろ雇用増による売り上げ増で利益の目減りを少なくさせることが有利となる。したがって、最低賃金導入・引上げが雇用増を生む可能性があるのだ。しかし、最低賃金水準が更に競争均衡水準を超えて上昇してしまえば雇用は減少することには注意する必要がある。買い手独占市場モデルにおいても最低賃金が過大になれば雇用は減少するのである。

買い手独占市場モデルの問題は、現実には企業数が少ないことを理由に労働市場において価格支配力を強くするケースを想定しにくいことである。しかし、雇用主(企業)の数が少ない場合でも、労働者の職探し、転職コストが高いといった労働市場における摩擦が大きい場合、買い手独占市場モデルに近似できることを Manning(2003)などは理論的に示している。

### インセンティブ、人的資本に着目したモデル

一方、最低賃金上昇によるインセンティブ向上効果に着目したモデルも存在する。第一は、効率性賃金モデルである。効率性賃金とは、労働者の生産性を高め、怠慢を抑制するために競争均衡よりも高い水準で支払われる賃金を意味する。Rebitzer and Taylor (1995)は、大企業で労働者の生産性を完全にモニターできないため、雇用者の数はおのずと制限される場合を考えた。最低賃金導入でこれまでよりも高い賃金を払う場合、解雇された場合の雇用者の失う利益が大きくなり、生産性上昇が期待され、企業は雇用量を増加させることを示した。

第二は、人的資本モデルである。これは最低賃金の導入・上昇が人的資本蓄積を促し、生

---

<sup>3</sup> 彼らの論文ではダイナミックなモデルを提示している。奥平・滝澤・大竹・鶴(2013)(本書第3章)のモデルの解説を参照。

産性を高めることで雇用を拡大させるケースを想定している。例えば、最低賃金による上昇、最低賃金の導入で解雇されないようにするため、労働者は教育・訓練を受けて、生産性を向上させるインセンティブを持ち、それが成長に好影響を与える(Cahuc and Michel(1996))、最低賃金の導入により企業は未熟練労働者により訓練を実施する(Acemoglu and Pischke(1999))、最低賃金導入以前(分権的均衡)で過少であった高生産性の職がより多く創出される(Acemoglu(2001))、などの理論的分析が提示されている。

### 3 最低賃金の雇用への影響：アメリカを中心とした欧米諸国のケース

それでは、現実には最低賃金は雇用にどのような影響を及ぼすのであろうか。最低賃金の雇用への影響については、アメリカを中心に膨大な実証分析が存在する。ここでは、Neumark and Wascher (2008)の文献評価を参考にしながら、紹介してみたい。最低賃金(の導入・引上げ)の雇用への影響を考える場合、最も重要なことは、影響を受けるグループをある程度限定的に考える必要があることだ。最も影響を受けやすいのは未熟練雇用である。10代若年を対象とする分析が多く、確かに彼らの未熟練の割合は高いが、必ずしも最低賃金の影響を受ける層=10代若年というわけではない。

特に、最低賃金の変化に直接影響を受ける人々に限ればそのマイナス効果は更に明確となっている。例えば、Abowd, Kramarz, Margolis and Phillipon (2000)は、1982~1989年のフランスのパネル・データを使って、最低賃金以下の賃金を払える契約ができる24歳を少し超えた年代で最低賃金の負の影響が最も大きい(25~30歳男性で雇用弾性値-4.6)、24歳以下では雇用への効果はより小さくなっていくと同時に有意でないことを示した。また、Neumark, Schweitzer and Wascher (2004)は、1979~1997年のアメリカのパネル・データを使用し、当初最低賃金もしくはそれよりもやや高い賃金であった労働者(全年齢)の雇用弾性値は-0.006~-0.15の範囲でしばしば統計的に有意であることを示した。また、当初の最低賃金の1から1.3倍の賃金を得ていた者の労働時間の弾性値は-0.3とかなり明確なマイナス効果を得た。

Neumark and Wascher (2007)によれば、サーベイした最低賃金の雇用への影響を分析した文献102にのうち、雇用への正の効果(または効果なし)を見出した研究は8つと両手で数える程度であるにもかかわらず、強調され過ぎていることを指摘している。既存の研究の紹介のされ方も、1、2つの正の効果の分析といくつかの負の効果の分析の紹介に止まり、両サイドの研究が等しくバランスのとれたような印象を与えているためである。実際は、雇用への負の影響を見出した研究が圧倒(全体の2/3程度、信頼性の高い研究33のうち28(85%))であることは留意する必要がある。

### Card and Krueger (1994, 1995)を巡る論争とその後の関連研究

最低賃金への正の効果を得た研究として有名なのは Card and Krueger (1994, 1995)である。彼らは、1992年のニュージャージー州の最低賃金引き上げの際のファーストフード店の雇用変化を電話インタビューで調査した。その結果、ニュージャージー州の賃金は最低賃金引き上げ後上昇したにもかかわらず、雇用は若干増加、同時期、最低賃金は引き上げられなかったペンシルバニア州の隣接地域の雇用は逆に減少という結果を得た。

一方、Neumark and Wascher (2000)は、Card and Krueger (1994, 1995)の電話サーベイ調査には測定誤差があることを強調し、賃金台帳からデータを作成し、分析をやり直すと両州で雇用の減少が生じたが、ニュージャージー州の方が減少幅は大きい、つまり、相対的にニュージャージー州の雇用は減少したことを示した。こうした反論に対し、Card and Krueger (2000)は、労働統計局が賃金台帳から作成していた ES - 2020 のファイルから再分析し、ニュージャージーの最低賃金引き上げでは雇用は減少していないこと（正だが有意ではない）、Neumark and Wascher (2000)の結果はペンシルバニア州のバーガーキングのチェーンのデータから大きなバイアスを受けていることを指摘した。

この論争の軍配がどちらに上がるかは必ずしも明らかではないが、この事例自体、特定の地域（2州）とファースト・フードという特定の産業を扱った1つのケース・スタディを扱っているに過ぎない。このため、その後の関連研究では、より広い地域または広範な産業を対象にした分析に関心が集まるようになった<sup>4</sup>。

例えば、Powers, Baiman and Persky (2007)は、Card and Krueger (1994, 1995)と同様な手法でファーストフード産業に着目し、イリノイ州で2003年秋～2005年秋、最低賃金が2段階引き上げられたが、隣接するインディア州では最低賃金は変化しなかったケースを分析した。引き上げ幅が大きかった二段階目は雇用には負の効果を検出する一方、雇用への正の影響は見出せなかったが、全体として負の影響であったかどうかは確信を持って主張できないとしている。

一方、Card and Krueger (1994, 1995)らの実証分析を再検証した分析もある。Ropponen(2011)は、Neumark and Wascher (2000)、Card and Krueger (2000)と同じデータを使いつつ、より柔軟な推計手法（CIC 推定量）を使用し、再推計を行った。その結果、両方のデータセットとも、小さなファーストフードレストランでは雇用へは正の、大きなレストランでは負の影響といったように、レストランの規模によって雇用への影響が異なることを報告している。

新たな解釈としては、最低賃金以下の労働者は賃金上昇により彼らが利用するファースト

---

<sup>4</sup> 後で紹介する Dube, Lester and Reich(2010)などもその一例である。

フードレストランへの需要を増大させ、それが雇用増に結び付いている可能性が考えられる。もし、小さいレストランがより低所得者地域に集まっているとすれば上記結果はうまく説明できる。最低賃金上昇の正の雇用効果とファーストフード需要増大関係は、最低賃金上昇が肥満をもたらしているという分析結果（Cotti and Tefft (2009)）の分析結果とも整合的である。

### 雇用への影響がゼロもしくは正の分析の問題点

Neumark and Wascher (2008)は、雇用への影響がゼロもしくは正の分析については大きく分けて三つの問題点があると指摘している。第一は、データの期間の長さである。未熟練雇用へのゼロまたは正の効果を見出しているアメリカの研究の多くは、短いパネルデータを使った分析か州固有の最低賃金の変化の特定の産業への影響をみたケース・スタディである。一方、最低賃金の州毎、年次の変動を考慮にいれたより長いパネルデータを使った分析は概して負の統計的に有意な効果を見出す傾向にある。未熟練労働を節約し生産工程を適応させるため、最低賃金の影響をフルにみるには十分長いデータが必要である。つまり、パネル分析を行い、州と年次の固定効果と十分なラグが必要である。

第二は、特定の産業に着目する問題点である。新古典派的競争モデルの場合、産業が複数の時は、特定の産業に対する最低賃金への雇用への影響は不確定である。例えば、財Xと財Yを生産している2つの産業があり、双方の財は代替的であり、両産業の最低賃金労働のシェアが異なる（財Y生産の産業は低い）と仮定してみよう。最低賃金上昇に伴い、いずれの財の価格も上昇するが、財Xのコスト・価格アップ効果が大きく、財Yの需要、ひいては雇用が増加する可能性がある。これをファーストフード産業と他のレストラン産業に応用してみると、ファーストフード産業の場合、全体のコストに占める労働コストのシェアは比較的低いことが知られている。したがって、他のレストラン産業と比べても労働コストのシェアが低ければ最低賃金の上昇がファーストフードへの需要シフトを生み、雇用を増加させた可能性がある。このように、特定の産業への影響の結果から新古典派モデルの有効性や最低賃金の雇用への影響の一般論に言及するのは困難である。

### 「労労」代替

第三は、「労労」代替の可能性である。最低賃金の上昇は労働と資本との代替だけでなく労働者間での代替を生む可能性があることだ。最低賃金の上昇は最も影響を受けるより未熟練の労働者を彼らとかなり近い代替的な労働者に置き換えるような場合、より未熟練な労働者はネットでみた雇用への影響よりも更に深刻な負の影響を受けている可能性があるのだ。

こうした「労労代替」が起こりやすいわかりやすいケースは年齢層で最低賃金の引き上げ

幅が異なるようなケースである。まず、Dolado et.al. (1996)は、1990年に16歳の最低賃金が83%、17歳の最低賃金が15%引き上げられたスペインのケースを取り上げ、16～19歳から20～24歳の労働者へ代替が起きていることを示した（1990～94年の回帰式で最低賃金変数の20～24歳の年齢層の雇用への影響はプラス）。また、Pereira(2003)は、1987年1月に18～19歳の最低賃金を49.3%（大人並みの水準に）、20歳以上では12%の引き上げを行ったポルトガルのケースを取り上げ、10代の雇用は30代前半に比べ減少する一方（雇用弾性値は-0.2～-0.4、1986～89年）、相対的な引き上げ率が小さかった20代前半の雇用は代替効果により増加したことを示した。

### ポストNW(2008)におけるアメリカの雇用への影響の分析例

Neumark and Wascher(2007, 2008)で詳細なサーベイが行われて以降も、アメリカについては最低賃金の雇用への影響については研究が進められている。その中でいくつか特徴的な研究を紹介したい。

第一は、2008年前後の世界金融危機を経験を踏まえ、不況時と好況時で最低賃金の雇用への影響は異なるかどうかという問題意識に立った研究である。Holmes, Hutton and Burnette (2009)は、アメリカの10代若者の月別雇用率への最低賃金の影響を分析し、景気後退期と拡大期では異なる、つまり、前者では有意で負、後者では有意でないが正であり、両者をプールすると効果は相殺されることを示した。一方、Addison, Blackburn and Cotti (2011)は、2005～2010年の期間を対象に、いくつかの異なったデータ、手法を用い、厳しい不況期における最低賃金の低賃金労働者への影響をみたが、特に強い雇用削減効果はみられなかった<sup>5</sup>。

### 州別パネルデータを使った分析の問題点

第二は、州毎のパネルデータを使った分析の問題点を克服しようとする分析である。通常、州毎に異なる要因については、固定効果（州固有で変化しない要因）でコントロールするが、それでは十分コントロールしきれない要因も影響している可能性がある。一つの対応方法としては、州よりもより狭い地域である郡(county)を単位に分析することである。例えば、Thompson (2009)は、アメリカの1996～2000年の四半期センサスデータを使い10代の雇用に対し、郡(county)レベルの影響を分析した。全体で見れば雇用への影響は小さく、有意ではないが、最低賃金が拘束的な郡では雇用への負の効果はかなり大きいことを指摘した（ただし、19 - 22歳にはそうした効果はなかった）。全体でみた効果が小さいのは最低賃金が拘束的でない郡も含まれているためと説明している。

---

<sup>5</sup> アメリカ以外の分析としては、Dolton and Bondibene (2011)が、OECD及びヨーロッパ33か国のパネルデータ(1976～2008年)を使用し、好況期、不況期で最低賃金の雇用への影響は変わらないが、15～24歳の若年雇用に対しに不況期により大きな負の効果を及ぼすことを示した。ただし、それぞれの国を労働市場の大きさとウェイト付けを行うと負の雇用への効果は消えた。

一方、Dube, Lester and Reich(2010)は、州別の既存の分析は州毎の雇用成長トレンドの違いが負の効果を生んでいるという問題点を指摘し、1990～2006年の期間で州の境界に隣接する郡のペアを考慮すると負の雇用効果はないことを示した。また、Addison, Blackburn and Cotti (2009)はアメリカの1990～2005年の郡レベル、小売業の中でも低賃金部門に着目し、多くの部門で大きくはないが正で有意な雇用への効果を見出した。Addison, Blackburn and Cotti (2012)はレストラン・バー部門に着目して同様の結果を得ている。

州別のデータを使った分析でも、州別の要因、連関などをコントロールした分析もある。Alegretto, Dube and Reich (2011)は、州毎のパネルデータの分析の場合、州毎に異なった10代の雇用パターンと最低賃金の選択が相関し、バイアスが生じていることを強調し、州毎の長期的な雇用成長トレンドの違いや異なる経済ショック<sup>6</sup>をコントロールすると10代の雇用への影響はないことを強調した。一方、Kalenkoski and Lacombe (2011)は、最低賃金は当該州のみならず、隣接する州に影響を与えるため、州毎の雇用は相関しているおり、こうした相関を考慮すると、最低賃金の雇用への負の効果はより大きくなることを示した。

### 新たなデータによる分析

第三は、これまで使われていない新たなデータによる分析である。Sabia (2009)はこれまでしばしば使用されてきた、年次のCPS(Current Population Survey)ではなく、月次のCPSのデータを使い、10代の若年を対象とした分析を行い、雇用への負の効果(弾性値 - 0.2～ - 0.3)、労働時間への負の効果(弾性値 - 0.4～ - 0.5)を計測した。Giuliano (2013)は、アメリカの小売りの大企業の人事データを使い、1996年の連邦最低賃金引き上げの影響を検証し、全体の雇用への影響は有意ではないが負であることを確認した。一方、特に、より若く、裕福な10代若年者の雇用は増加していた<sup>7</sup>。このように、アメリカでは新たなデータ、分析手法が活用されながら、最低賃金の雇用への影響は依然論争が続いているといえる<sup>8</sup>。

## 4 最低賃金の雇用以外への影響

<sup>6</sup> センサス区分地域(いくつかの州を含む)固有のタイムダミーでコントロール

<sup>7</sup> Giuliano (2013)は10代の雇用増を10代の最低賃金の拘束性は緩やかであるので最低賃金の引き上げが10代若年の労働参加を促進させたためと解釈している。

<sup>8</sup> Neumark et al. (2013)は、雇用への正の効果を示した、Alegretto et al. (2011)、Dube et al. (2010)の論文に対し、同じデータで再推計を行い、批判的検討を行った。前者の論文は、10代雇用の州固有の線形トレンドが使用されているが、90年代初頭の不況期や最近の大不況の期間を除く、または、線形でなくより高い次数のタイムトレンドを使用すると雇用への負の効果を得た。また、彼らは両方の論文とも比較対象にする地域を限定する分析手法(前者は同じセンサス区分に属する州、後者は州境界に接する郡)を使っているが、こうした地理的に近い比較対象地域が必ずしも他の地域(他のセンサス区分に属する州や他の群)よりも優れた比較対象地域であるとは限らないことを示した。Neumarkらは、上記2つの論文がより良いコントロールグループを求める際にその手法・対象を限定化したことはむしろ有益かつ潜在的に正しい情報を投げ捨てることにつながったことを指摘し、まるで「産湯とともに赤赤子を流す」状況と譬えている。

以上、最低賃金の雇用への影響を理論・実証両面からサーベイしてきたが、既存の最低賃金の実証分析については、雇用への影響に偏り過ぎたきらいがある。本節では雇用以外への影響について既存の分析を検討してみよう。

### 所得分布への影響

労働者の厚生を評価するには、最低賃金の時間当たり賃金への影響だけではなく、労働時間も考慮した収入や所得分布に着目し、最低賃金が貧困ライン上やその下にいる低所得家計の所得環境を改善しているかの分析が必要である。まず、理論的には最低賃金の所得分配（家計の所得分布）への効果は必ずしも明らかでない。最低賃金の上昇は「勝者」（雇用環境は変わらず賃金のみ上昇）と「敗者」（解雇か労働時間の減少により収入が減）両方を生む可能性があるためだ。つまり、低所得家計の間で所得分配が行われている可能性が否定できないため、所得分配への影響は優れて実証分析の問題といえる。

また、低所得労働者はしばしば高所得家計の一員である。特に 10 代の場合、その傾向が強い。また、アメリカの 2003 年の CPS データでは、賃金率が 7.25 ドル以下の 13.2% が貧困家庭で 46.3% が貧困線の 3 倍以上の所得の家計である (Burkhauser and Sabia (2007))。したがって、最低賃金上昇の効果は高所得家計にも恩恵が及ぶという意味で「漏れ」が存在することになる。

こうした状況を背景として、アメリカの研究をみる限り、貧困・低所得者家計にネットで見ても恩恵を与えている説得的な分析はほとんどない。また、影響はないか、逆にこうした家計に悪影響を与えているという分析も存在している。したがって、最低賃金は恩恵的な所得分配効果はないと結論付けられる (Neumark, Schweitzer and Wascher (1995))。このように所得分配への影響は理論的にはあいまいであるにもかかわらず、実証結果はかなり明確な結果となっている。

### 人的資本への影響

雇用への影響などは、どちらかと言えば短期的な影響であるが、最低賃金の長期的な影響、具体的には、教育、訓練などの人的資本形成にも目を向けるべきであろう。Neumark and Wascher (2008) は既存の研究をサーベイし、(1) 訓練へは負の効果、効果なしの両方の分析あり、納得できる正の効果の分析はない、(2) 教育に対してはほとんどが負の効果が得られている（アメリカについては明確）、結論付けている。若年時に高い最低賃金を経験している場合、人的資本の劣化から、20 代後半の賃金・収入に悪影響を与える分析もある。こうしてみると、単に、雇用への悪影響の有無のみで最低賃金の延々と論争するのはいかに不毛であることがわかる。雇用だけでなく最低賃金の影響を幅広く探るべきであろう。

## 最低賃金は「フリーランチ」？

最低賃金がしばしば政治的にも好まれる政策手段であるのは、誰がマイナスの影響や負担を直接被るか事前にあまり明確でないため、「ただ乗り」が起りやすいためであろう。しかし、“There is no free lunch.”（「ただの昼飯はない」）の原則は、最低賃金の場合も変わらないはずである。つまり、どこにも悪影響がないはずはないわけで、最低賃金の上昇は誰かがその分を負担していることを忘れてはならない。

最低賃金の導入・引き上げによって実際の賃金が上昇する場合、労働者の生産性が変わらなければ、雇用への影響がなかったとしても、(1)労働時間の減少、(2)企業の収益の低下、(3)製品・サービス価格の上昇、いずれかが少なくとも起こっているはずである。その意味で、雇用への影響のみならず、労働時間、収益、価格への影響にも着目すべきである。逆に言えば、雇用への影響がない場合でも、(1)労働生産性の上昇または労働時間の減少として労働者が負担、(2)収益の減少で企業が負担、(3)価格への転嫁で消費者が負担、が行われていると考えるべきなのだ。ここでは、特に、製品価格への影響をみてみよう<sup>9</sup>。

## 企業の製品価格への影響

最低賃金の製品価格への影響については、理論的には、いくつかのケースが考えられる。まず、完全競争モデル（収穫一定）の場合、最低賃金上昇は製品価格へ転嫁されることになる。その度合いは、低賃労働の全体コストに対する割合、製品市場構造に依存する。一方、買い手独占モデルでは、最低賃金の上昇（競争均衡水準以下）は雇用、生産増大させるため、製品価格低下する。また、効率性賃金モデルにおいても、Rebitzer and Taylor (1995)のように最低賃金上昇が生産性の向上、雇用増をもたらすなら、生産増、製品価格低下が予想される。アメリカの近年の実証研究をみると、ほとんどが最低賃金の価格への影響は正（負の影響はほぼ皆無）であり、完全競争モデルと整合的である(Aaronson らの一連の研究)。

例えば、MacDonald and Aaronson (2006)は、アメリカのレストラン産業に着目し（7500食料品目、1000以上の事業所（88地域）、1996、97年に連邦レベルでの最低賃金引き上げがあったため、1995～1997年を対象に分析を行った。その結果、最低賃金に対する価格の弾性値は、プラスで0.073となった。フルサービスのレストランよりも最低賃金労働者の割合が高いとみられるサービス限定のレストランの方が弾性値は高い、また、低賃金エリアのレストランの方が弾性値は高いという結果を得た。

## 最低賃金の政治経済学的アプローチ

---

<sup>9</sup> 製品価格、収益の影響については、本章第6節のイギリスの経験でも実証分析を紹介している（Draca, Machin and Van Reenen (2011), Wadsworth(2007, 2009)）。

このように最低賃金は必ず誰かに負担の及ぶ政策である。にもかかわらず、政治的に支持されやすい政策である理由をここでは最低賃金を支持するグループの経済的インセンティブ・自己利益に着目して考えてみよう(Neumark and Wascher (2008))。まず、労働組合の立場である。最低賃金の上昇は、未熟練・低所得労働者から、より高いスキルや所得の労働者へ労働需要がシフトすることになる。スキルや所得の高い労働者はより労働組合に属していることを考えれば、労働組合は最低賃金を支持するといえる。一方、企業の立場を考えてみよう。企業の規模別にみると、大企業は最低賃金上昇を吸収できる余力があり、また、最も熟練の低い労働者に対しても最低賃金以上の賃金を支払っている可能性が高い。したがって、大企業は最低賃金上昇の影響を受けやすい中小企業よりも競争環境は改善する可能性があり、最低賃金を支持しやすいであろう。

Neumark, Schweitzer and Wascher (2000)は、アメリカの組合員と非組合を比べると、最低賃金の上昇は組合員により有利に働いていることを示した。具体的には、賃金上昇は二倍以上の差、労働時間については組合員では増加、非組合員では減少しており、非組合員を犠牲にして組合員の総収入は増加していた<sup>10</sup>。つまり、最低賃金の上昇でメリットをより受けたのは組合員であったのである。

## 5 最低賃金制度の国際比較

本節では、最低賃金制度に着目し、国際的な比較を通じて、各国の特徴、労働市場への影響を考えてみたい。最低賃金制度を考える場合、2つの側面がある。第一は、最低賃金制度の制定の方法である。具体的には、法律で制定されているか、労働協約で制定されているかである。第二の側面は、合意されている地域の範囲、つまり、国レベルか地方レベルかである。

まず、最低賃金制度が法律で制定されている国としては、OECD 諸国の中では日本、韓国、アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、ニュージーランド、オーストラリア、オランダ、フランス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、ハンガリー、トルコなどが挙げられる。ほとんどの国が国レベルで最低賃金制度を持つが日本は都道府県レベルで国レベルの最低賃金制度はない<sup>11</sup>。アメリカ、カナダは州レベル、連邦レベル両方で最低賃金制度がある。

---

<sup>10</sup> 橋木・高畑(2012)は日本について「最低賃金に関して、もし、最低賃金の額が上がれば、その財源を確保するため、自分たち(すなわち労働組合員)の賃金ダウンという火の粉を浴びかねないと恐れている節がある。・・・時には自分たちの既得権益を犠牲にする覚悟が労働側にも必要なのである。」(p34)と述べているが、上記の議論からすれば杞憂かもしれない。

<sup>11</sup> 日本では産業別にも最低賃金が制定されているが、特定の都道府県特定の産業に適用されるなど、カバー比率は低く(地域別の10分の1以下)、徐々に廃止される方向にある。

一方、労働協約で最低賃金が定められている国は、ドイツ、イタリア、ベルギー、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンなど大陸ヨーロッパ、北欧諸国が多い。労働協約は全国レベルに拡大される国が多く、協約最低賃金でカバーされる割合は70~100%となっている。

### 最低賃金水準の国際比較

最低賃金制度の国際比較を行う場合、しばしば問題となるのは最低賃金の水準の国際比較である<sup>12</sup>。図1はOECD諸国の最低賃金・中位所得比率(2010年)をみたものであるが、日本比率はかなり低く、最低のグループに入っていると見える。一方、最低賃金の水準を購買力平価で評価した実質賃金でみると(図2)、OECD諸国の中では中程度である。日本の場合、低位から中位の人所得が高いため、中位所得も高めにするという指摘があり(大竹(2010))、最低賃金・中位所得比率が低めになりやすいと考えられる<sup>13</sup>。日本で最低賃金の引き上げを訴える論者は、しばしば、先の最低賃金比率がかなり低いことを根拠にするケースが多いが(橘木・高畑(2012))、他の基準でみれば必ずしも国際的に低すぎることはないうことに留意する必要がある。

### 最低賃金の雇用への影響の国際比較

こうした国毎の制度の違いによって最低賃金の経済への影響は異なるであろうか。以下では、国別のパネルデータを使った分析をいくつか紹介してみたい。まず、Neumark and Wascher (2004)は、OECD13か国パネルデータ(1975~2000年)を使い、15~19歳雇用比率、15-24歳雇用比率を、ラグ付最低賃金平均所得比率、労働市場・デモグラフィック要因のコントロール変数、国・年次固定効果、国別タイムトレンドで説明する推計式を求めた。その結果、雇用率には最低賃金比率が負の有意な影響(短期的・長期的)を及ぼすことを確認した。

また、推計式に更にさまざま労働市場制度変数を追加して雇用への影響をみた。得られた結果は、(1)労働協約で国レベルの最低賃金が定められている国は雇用への負の影響がない、(2)労働時間等の労働基準が強い、解雇規制が弱い、積極的労働政策が弱い、労働組合組織率の高い国ほど雇用への負の影響が強い、(3)グループに分けると労働基準と解雇双方に関する規制が弱いカナダ、日本、アメリカ、イギリスのグループの雇用への悪影響が最も大きい、などであった。解雇規制と雇用への負の影響の関係は先にみた理論モデルとも整合

---

<sup>12</sup> Boeri(2012)は、最低賃金水準が最低賃金の決定過程に影響を受ける、特に、政府が主導的に決定する場合は、労使が集団的交渉により決定する場合よりも低くなることを理論的に示した上で、66か国の国別パネルデータを使った実証分析でも労働協約により決定される場合や政府が労使から助言を受けるプロセスが確保されている場合は、政府主導による決定の場合よりも最低賃金水準(平均賃金比)が1割前後高まることを示している。

<sup>13</sup> 大竹(2010)は中位所得が高めになることをその半分以下の所得の人の割合を示す相対貧困率が日本では高めに出易く、国際比較でも高めになる理由として指摘している。

的な結果である。

Addison and Ozturk (2010)は、OECD16 各国のパネルデータ (1970~2008 年)を使い、中年女性 (25~54 歳) の雇用率、労働参加率に着目し、最低賃金はそれらの変数に有意に負の影響を及ぼすことを示した。しかし、労働市場制度の影響は Neumark and Wascher (2004)と異なり、労働関係の規制の最も弱い国で雇用への負の効果が大きくなるわけではなかった。

### 最低賃金制度と労使関係

Aghion, Algan and Cahuc (2011)は、OECD 諸国の最低賃金制度の規制の強さを比較し、それと労使関係との関係を検討した。具体的には、国別クロスセクションのデータから(1)法制・カバレッジ、(2)年齢・地域・分野・職種の区分有無、(3)相対的最低賃金水準(対中位所得)の総合指数として最低賃金規制指数を定義し、それと労使関係の質には負の相関関係があること、また、協調的な労使関係は労働組合組織率と正の相関があることを示した(図3)。

こうした関係に対する彼らの理論的解釈は、信頼関係の低い労使関係は労働組合組織率を低下させ、国の直接的な賃金規制への需要を高める。こうした規制が労働者が試行錯誤しながら交渉したり、協調な労使関係を学んだりする機会を潜在的にクラウド・アウトする(増幅効果)。その結果、協調的な労使関係と高い組合組織率という「良い均衡」と信頼関係のない労使関係、低い組合組織率、最低賃金に対する国の強い規制という「悪い均衡」という複数均衡が出現するというものだ。つまり、最低賃金規制に強く依存している状況は労使関係が必ずしも良好でないことを反映しているとみることができる。

## 6 最低賃金制度を再導入したイギリスの経験

最低賃金の実証分析を展望すると、やはり、分析対象としては、アメリカが圧倒的である。途上国を含め、アメリカ以外の国の分析も増えてはいるが、量、質の点で追いついていないのが現状である。また、国レベルの最低賃金がほぼ毎年わずかながら上昇しているような多くの国では、その効果を他の影響から区別して見分けることは難しく、最低賃金の影響を分析しにくい面もある。大きな変化が生じた国の例などの詳細な分析が重要といえる。

そうした中で、過去 10 年での動きで注目されるのは、既存の最低賃金制度を一度、廃止し、1999 年に最低賃金を再導入したイギリスの経験及び分析である。新たな制度の導入は社会実験という意味で最低賃金制度を評価する上で貴重な事例といえる。

具体的に、イギリスにおける最低賃金制度の歴史を振り返ると、1993 年以前は公労使で構

成する賃金審議会(Wage Council)が低賃金部門に限り、最低賃金の決定など行っていた。1993年、保守党政権当時、既存の最低賃金制度が廃止された。その後、労働党が政権を握り、“I make work pay”の一環から、1999年4月、全国最低賃金制度が導入された。原則すべての産業、地域が一律の最低賃金でカバーされるという制度であり、当初、22歳以上の基本賃率(2010年には21歳もカバー)と18~21歳対象とした賃率の二本立てで開始したが、2004年には16~17歳向け、2010年には実習生向けの最低賃金が導入された。最低賃金の動きをみると、2004年以降、実質でみると緩やかな伸びに止まり、近年ではやや減少している(図4)。

### 低賃金委員会(LPC)の役割

新たな全国最低賃金制度導入における大きな制度変更は、低賃金委員会(Low Pay Commission、以下、LPC)の設置である。LPCは、公労使9人で構成される政府諮問機関であり、毎年の最低賃金額の改定において、改定額や制度改正の提案を行い、これを踏まえて担当大臣が最低賃金水準を決定する。

LPCが最低賃金額改定に際して行っていることを挙げると、(1)制度導入以降の雇用・所得等に対する影響、経済情勢、雇用・賃金動向の調査・分析、(2)最賃の影響を受けやすい低賃金業種の企業へのアンケート調査及び地方へのヒアリング、(3)外部への研究委託、(4)政府、労使などの関係組織からの意見聴取、などである。

こうした業務を通じて、LPCは最低賃金に関わる政策決定に際し、エビデンスに基づいた独立的な調査・研究を行っていると評価されている(Butcher(2012))<sup>14</sup>。まず、9名の委員の構成をみると、実業界出身3名、労働者代表の経験3名、独立委員3名であるが、独立委員は実業界、学者、官僚などの出身である議長1名と労働経済学か労使関係専門の学者2名となっている。また、委員は政策分析を行う公務員の少人数のチームからサポートを受けている。このように公労使のバランスがとれているだけでなく、専門性の高い組織となっている。かつての賃金審議会(WC)は交渉の現場であり、独立委員はその調整役であったこととはかなり対照的である。

### 最低賃金の影響の実証分析：イギリスのケース

---

<sup>14</sup> “The LPC emphasised its evidence-based approach in undertaking a great deal of research, analysis and consultation. The Commission studied the extensive academic literature on the international experience of minimum wage legislation as well as the consequences of phasing out the Wages Councils in the UK; spent much time analysing and attempting to reconcile earnings data from a variety of official sources; commissioned research on pay structures and pay systems; collated information about the operation of minimum wage systems overseas; engaged consultants to develop a more detailed understanding of relevant business sectors; established an economics group to scrutinise the evidence from academic papers, economic analyses and survey data and engaged in a wide-ranging consultation process.” (Butcher(2012) pp. R27 - R28)

イギリスの場合、国レベルの最低賃金であるので、アメリカのように地域別の最低賃金水準の差に基づいて分析を行うことができない。そのため、最低賃金のカバレッジや最低賃金平均所得比率の地域的な差異や賃金分布の異なる位置にある個人を比較するといった実証アプローチがとられてきた。分析結果については、「全国最低賃金制度の導入は低所得労働者の収入は増加させたが、雇用への明確な影響はなかった」との見方がほぼコンセンサスとなっている<sup>15</sup>。ただし、最近では、Dickens, Riley and Wilkinson (2012)が最低賃金がパート女性の雇用継続に悪影響を与え、それは特に不況期により深刻になることを報告している。

イギリスでは最低賃金の導入・引き上げで、なぜ雇用への悪影響がそれほどみられなかったのであろうか? Metcalf(2008)はいくつかの理由を提示している。第一は、最低賃金の影響を受けた企業は努力向上、組織再編、人的資本投資などで生産性向上に向けた努力を行っているという説明である。ただし、最低賃金上昇の生産性への正の効果は有意でない分析が多い。第二は、労働コスト上昇を販売価格に転嫁したという解釈である。例えば、Wadsworth(2007, 2009)は、イギリスにおいて最低賃金労働による消費者サービス価格の上昇は一般消費者物価上昇よりも高いことを示している。

第三は、労働コスト上昇を収益の悪化で吸収したとする説明である。Draca, Machin and Van Reenen (2011)はイギリスにおいて低賃金労働者を雇っている企業の収益率は他の企業に比べより減少していることを示した。第四は、雇用よりも労働時間が減少しているという点である(Stewart and Swaffield (2008))。第五は、直接検証するには難しいものの、労働市場の摩擦(不完全情報、異動コスト、嗜好)が使用者に市場支配力を持つ場合は、買い手独占モデルのように最低賃金が自動的に雇用減少に結び付かないという解釈である。イギリスの場合、雇用への悪影響が見いだされなかったことが、逆に労働時間、生産性、価格、収益への影響に分析・研究対象が移っていったと指摘されている。以上の要因とともに、アメリカ、イギリスとも市場経済の考え方が浸透した国においては最低賃金の引上げは比較的緩やかであり、最低賃金制度がうまく機能している可能性もあろう。

## 7 最低賃金の雇用への影響：日本のケース

これまで主に海外の実証分析について紹介してきたが、本節では、最低賃金の雇用への影響について、日本での実証分析例を紹介してみたい。日本の場合は都道府県別に最低賃金の水準、引き上げ幅が異なっているので、その違いに着目した分析が多い。

---

<sup>15</sup> Machin, Manning and Rahman (2003), Stewart (2001, 2003, 2004a and 2004b), Galindo - Rueda and Pereira (2004), Dickens and Draca (2005), Dickens, Riley and Wilkinson(2009), Mulheirn (2008)、サーベイとしては、Dolton, Bondibene and Wadsworth (2010), Manning (2009, 2012), Butcher (2012)参照。Neumark and Wascher (2008)は、こうしたコンセンサスに対し、懐疑的な見方をしている。

## 初期の分析

まず、初期の分析は、都道府県別のクロスセクション分析が主体であった。例えば、勇上(2005)は、2002年の国勢調査のデータを使用、都道府県別クロスセクション分析を行い、最低賃金水準と失業率に正の相関があることを示した。一方、橘木・浦川(2006)は、2002年の就業構造基本調査を使い、やはり都道府県別のクロスセクション分析を行い、カイツ指標（最低賃金額／平均賃金額）は20代女性の雇用比率に影響しないことを示した。しかし、川口(2009)は、橘木・浦川(2006)の分析に対して、追加的な説明変数である都道府県別失業率がやはり説明変数であるカイツ指標の影響を受けている可能性があること、カイツ指標の高い都道府県は一般的に所得水準の低い県でありその場合は、所得効果で女性の就業率は高まるといった内生性の問題が発生している可能性を指摘している。

こうした初期の分析の限界は、都道府県別ではあるが集計データを用いており、一時点のクロスセクションの分析に止まっていた点である<sup>16</sup>。個人レベルのマイクロデータを使ったパネル分析が海外の分析例をみても重要である。特に、パネルデータを使った分析は、観察不可能なマクロショックや都道府県別の固有な要因を固定効果としてコントロールできるというメリットがある。

まず、都道府県の集計データであるが、パネルデータの分析としては、有賀(2007)が、1962～2002年の「学校基本調査」などのデータを利用し、都道府県別のパネルデータを作成、新規高卒者の労働市場を包括的に分析した。この研究は最低賃金の影響を主眼としたものではないが、新規高卒者の求人数への影響について、最低賃金（実質）の影響もみており、負で有意な結果を得ている。

クロスセクションの分析であるが、マイクロデータ（事業所レベル）を使った分析では、坂口(2009)が、JILPT「最低賃金に関する調査」(2004年)の事業所調査を利用し、そもそも最低賃金への認識の乏しい事業者が多いが、パートタイム労働者の賃金が地域別最低賃金の水準に張り付いている地域では最低賃金の引き上げによる新規雇用が抑制されることを見出した。

## マイクロ・パネルデータを使った本格的な分析例

日本で本格的なマイクロかつパネルのデータを使った分析は、一橋大学の川口大司氏のグループがリードしてきた。Kawaguchi and Yamada (2007)は、家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」のマイクロ・パネルデータを使い、最低賃金改定に影響を受けるグルー

---

<sup>16</sup> 集計データを使った分析としては、川口(2009)は1983～2006年の全国データによる時系列分析を行い、最低賃金上昇の雇用喪失はないことを示した。

プと受けないグループ（改定後の 1 割増しの賃金を既に得ている）を比較し、前者は後者よりも最低賃金引き上げの次の年の雇用確率が 2 割程度低下していることを示した。しかし、このデータは若年女性のみを対象にし、観察値も 200 前後と比較的小さいという問題があった。

上記の問題を克服し、海外の既存研究と遜色のないレベルまで包括的な分析を行った研究としては、Kawaguchi and Mori (2009)が挙げられる。1982～2002 年までの就業構造基本調査のマイクロ・パネルデータ（約 44 万世帯、15 歳以上約 100 万人を対象）を使って分析を行った。まず、最低賃金労働者を実収入が最低賃金に基づく年収を下回っている労働者と定義した上で、最低賃金労働者の 7 割強(82 年 77.9%、2002 年 76.3%)が世帯主でなく、500 万以上の中高所得世帯に属している最低賃金労働者の割合は、2002 年には 50.5%と半数近くに及んでいる(82 年の 23.6%)ことを示した。一方、世帯主で年収 200 万未満の貧困世帯の最低賃金労働者の割合は約 10～14%に止まっている(82 年 14.6%、2002 年 9.5%)。このように日本もアメリカなどと同様、「最低賃金労働者＝貧困世帯の世帯主」というイメージではなく、最低賃金労働者のかなりの割合がそれなりの所得がある世帯において世帯主配偶者がパート労働者として働いていたり、世帯主の子供がアルバイトをしているということを示している。

最低賃金の雇用への影響は、マイクロデータから都道府県別のパネルデータを作り、最低賃金を引き上げの影響を受ける労働者の割合を利用して分析を行った。具体的には、最低賃金の引き上げ前には収入が最低賃金水準を上回っていたが、引き上げ後は最低賃金水準を下回ってしまう労働者の割合を考え、最低賃金労働者の割合の高いカテゴリー（若年男女、高齢男女、既婚女性など）に分けて、その就業率変化への影響をみた。その結果、最低賃金は若年（10 代）男性、既婚中年女性の雇用にマイナスの影響を与えることを示した。

また、Kambayashi, Kawaguchi and Yamada (2010)は、Kawaguchi and Mori (2009)とは異なり、1997～2002 年の賃金構造基本統計調査のマイクロデータを使い、やはり都道府県別のパネルデータを作成し、最低賃金水準（最低賃金／中位賃金）の増加は中年(31-59 歳)女性（高卒以下）の雇用を減少させることを明らかにした。

以上を踏まると、少なくとも 2002 年までのデータを使い（特に、パネルデータ）、最低賃金の影響を受けやすい労働者に着目すると、最低賃金の上昇は基本的に雇用へ負の効果もたらしたと結論付けられる。

#### 2007 年以降のデータを使った分析例

しかし、最低賃金が格差是正、貧困対策として注目され、引き上げ幅も大きくなったのは

2007年以降であり、より最新のデータを使った分析ではどのような結果がでるかに関心が集まっていた。まず、JILPT(2011)は、2002年の就業構造基本調査のデータを使用している橋木・浦川(2006)の分析を、2007年のデータも追加して、都道府県別のパネルデータを作り、最低賃金の引上げは10代男子の雇用者比率と60歳以上女子のパート・アルバイト比率を高めるという結果を得ている。最低賃金水準の変数は最低賃金/平均賃金であるが、平均賃金が被説明変数のカテゴリーにおける平均賃金を使用していると推測され、最低賃金上昇の正確な効果を捉えきれていない可能性が指摘できる。

樋口・小林・佐藤(2011)は、2004～2010年「慶應義塾家計パネル調査(KHPS)」のマイクロ・パネルデータを使い、既存の雇用への影響をみるため非正規の男性と女性、新規就業への影響をみるため無業、失業の男性、女性に着目した。最低賃金上昇の既存雇用、新規就業への影響の符号はまちまちであったが、いずれも有意ではなかった。非正規雇用という比較的幅広いカテゴリーでは最低賃金に影響受けやすい労働者、受けにくい労働者が混在しており、また、その中で「労労代替」が起こっている可能性がある。この結果から最低賃金上昇による雇用へ影響はないと結論するのはやや難しく、更に細かなカテゴリーに分けてより最低賃金の影響を受けやすいグループにフォーカスして分析を行ってみる必要があろう。

川口・森(2013)(本書第2章)は、賃金構造基本調査と労働力調査のマイクロデータを利用し、最低賃金の変動幅が大きい、2007年以降(2007～2010年の4年間)について都道府県別のパネルデータを作成して、最低賃金の内生性にも考慮して<sup>17</sup>、最低賃金水準の就業率への影響をみた。男女・年齢別のカテゴリーに分けてみると、10代若年(男女計)に対し、10%の最低賃金水準の上昇が就業率を5.3%程度低下させるという結果を得た。10代若年の就業率平均は17%程度であるので無視できない大きさといえる。

## 8 日本への政策的インプリケーション

最低賃金の影響について、これまで理論・実証両面に渡り、海外、日本の分析をサーベイしてきた。こうした知見から導かれる日本への政策的なインプリケーションについて最後に考えてみたい。

### 日本における雇用への影響の総括

まず、諸外国においても最低賃金政策に対する評価に当たっては、言うまでもなく雇用への影響をどうみることがかなり重要なポイントとなっている。雇用への悪影響の有無が最低賃金政策の是非を決めてしまいがちであるといっても過言ではないであろう。これまでの

---

<sup>17</sup> 最低賃金水準自体、労働市場の環境に影響を受けるため、2007年時点での最賃と生活保護のギャップに基づく最賃の予想額を操作変数にして推計を行っている。

日本の分析を見る限り、大規模なマイクロ・パネルデータを使い、より最低賃金変動の影響を受けやすい労働者へ絞った分析は、ほぼ雇用へ負の効果を見出している。もちろん、今後ともより精密なデータ、手法を用いて実証分析を蓄積していくことが必要であろうが、川口(2009)が指摘した「最低賃金の上昇が低賃金労働者の雇用に影響を与えないという信頼にたる研究結果は日本にはほとんど存在しない」という評価は本稿執筆時の時点でも引き続き変わりなく、そうした事実を踏まえて最低賃金政策のあり方を評価、議論していく必要がある。

一方、アメリカにおける実証分析の最近の動向をみると、NW(2008)で総括されて以降も、新たなデータ、分析手法を用いて、雇用へは負、または、なしか正の分析双方の結果が有力ジャーナルで報告されている。どこまで研究が蓄積されても論争は決着しにくい面もあるかもしれない。また、実証分析の結果を評価する場合、経済学者は背後でどのような理論モデルが成立しているかに関心を寄せがちである。例えば、雇用への正の効果が確認されると、買い手独占モデルが成立している可能性を指摘するケースが多い。しかし、このモデルは、最低賃金の引き上げ前に、賃金や雇用が完全競争市場で成立する最適な水準よりも低く抑えられているというかなり特殊なケースを想定している<sup>18</sup>。その場合、最低賃金上昇とともに、生産量も増えるため、製品価格は当然下がるはずであるが、価格低下を示す実証分析は諸外国でもほとんど存在しない。

### 最低賃金の雇用への多面的な影響：代替効果で生まれる「勝者」と「敗者」

むしろ、様々な実証分析で明らかになったことは、新古典派的な完全競争モデルを考えた場合でも、雇用への影響は様々なケースがあることである。そもそも、最低賃金が拘束的でない、つまり、実際の賃金水準が最低賃金よりも上のレベルで分布している場合、最低賃金の上昇による雇用へ影響は限定的であるはずだ。また、より重要であるのは、最低賃金上昇は様々なレベルで代替効果を引き起こすことである。つまり、最低賃金の上昇で相対的に不利になる労働者・企業・産業（「敗者」）と相対的に有利になる労働者・企業・産業（「勝者」）を生み出すメカニズムである。

最低賃金上昇は最も熟練度の低い労働者への需要を減少させる代わりに、より熟練度の高い労働者の賃金は相対的に割安になるため彼らの需要は増加すると考えられる。したがって、労働コストの割合、中でも、最低賃金労働者の割合の高い企業（主に中小企業）・産業は相対的に不利になる一方、最低賃金よりも高い賃金で熟練労働者をより多く雇っている大企業・産業などは相対的に有利になり、雇用を増やす可能性もあるのだ。したがって、ある

---

<sup>18</sup> 最低賃金引き上げの利点として、生産性の低い企業を市場から退出させる効果が指摘されることがあるが、買い手独占モデルのように完全競争市場よりも低い賃金が成立している場合にはそれにより企業の非効率性が温存されているという解釈は可能かもしれない。しかし、引き上げられた最低賃金が完全競争市場で成立する賃金を上回れば、逆に過度の市場退出を促すことになることに注意が必要である。

グループに着目すれば雇用は減少、また、別のグループに着目すれば雇用は増加し、全体としてみれば雇用はあまり変化しないという状況も起こり得る。

このようにみると、その時々によってどのような労働者、企業、産業に焦点を当てるかで当然最低賃金の雇用への影響が異なることになる。だからこそ、最低賃金の雇用への影響を考える場合は、できるだけ、最低賃金が拘束的であり、未熟練度の高い労働者グループを丹念にすくい上げ、きめ細かい実証分析を行うことが重要である。日本の分析でも10代若年が雇用への悪影響を受けやすいが、ヨーロッパ諸国のように、若年も年齢階層に分けて異なる最低賃金を適用する（より若年の最低賃金の水準を低くする）ことも検討に値しよう<sup>19</sup>。

さらに、雇用への負の効果が観察されないということは必ずしも良いことばかりではない。解雇コストがかなり高いなど労働市場の摩擦をより反映しているとの解釈も可能であるからだ。こうした最低賃金の持つ雇用への多面的な影響について理解が深まり、政策当局者や政治家の間でもある程度コンセンサスが形成されていく必要があるだろう。

#### 最低賃金の影響の総合的評価と負担の分散化

一方、最低賃金政策の是非を考えるに当たっては、雇用のみならず、所得分布、労働時間、収益、価格、ひいては人的資本への影響を分析し、総合的な評価を行うことも重要である。第4節でもみたように、雇用以外についてはむしろ明確なマイナスの影響が出ている場合が多い。具体的には、最低賃金上昇が貧困家庭の所得環境改善につながっておらず、アメリカやイギリスの分析では、最低賃金の上昇で企業の収益減、価格上昇が観察されている。

日本でも、最低賃金労働者の半分は中高所得家計の世帯主以外の労働者であり、貧困対策としては「漏れ」がかなり大きい(Kawaguchi and Mori (2009))<sup>20</sup>。また、森川(2013)（本書第4章）、奥平・滝澤・大竹・鶴(2013)（本書3章）が企業への収益へのマイナス効果を明らかにしている。雇用への影響があまりみられない場合でも、その分、企業への負担は重くなっていることに留意すべきである。

最低賃金上昇は「フリーランチ」ではなく、誰が追加的な負担をしなければいけないという認識に立つと、どのような立場の人・企業に負担がよりかかるのか常にモニターする必要がある。その中で、最低賃金の引き上げを認める場合も、政策的には特定のグループが過度な負担を背負うことを極力回避し、労働者、企業、消費者が広く薄く負担を分担して

---

<sup>19</sup> 外国人研修生・技能実習生に対する最低賃金制度のあり方も同様な視点での検討が必要であろう。

<sup>20</sup> 経済学者の間では「漏れ」の多い最低賃金政策よりも給付付き税額控除の方が貧困対策として望ましいことがほぼコンセンサスになっている。詳しくは、大竹(2013)（本書第7章）参照。

いくという発想も必要だ。

### 求められる緩やかな最低賃金の引上げ

アメリカ、イギリスで必ずしも雇用への負の影響を示さない実証分析が出てくる背景には、最低賃金の引き上げ幅が比較的緩やかであることも影響しているとみられる。日本の場合、2007年からの最低賃金引上げに当たっては生活保護との逆転解消という目標が加わり、最低賃金の引上げ幅が大きくなった都道府県もあるが、ある程度の引上げが必要な場合であったとしても、最低賃金がどの程度拘束的かを踏まえつつ、段階的に、かつ、できるだけモデレートな引き上げに止めることもこれまでの分析例から得られる重要な教訓である。

### 未熟練低所得労働者の待遇改善と労使関係の役割

Aghion, Algan and Cahuc (2011)が指摘するように最低賃金制度への依存は労使関係の機能不全の象徴と考えると、最低賃金の引上げではなく、低賃金労働者の待遇改善を労使関係の中でいかに実現させていくかという方向の努力も必要である。最低賃金の政治経済学的分析でもみたように、労働組合が最低賃金政策を支持するのはよりスキルや所得の高い労働者で組織している労働者が最低賃金上昇による代替効果でよりメリット受けるためという側面が強い。最低賃金に依存する傾向は裏を返せば、非正規雇用であり未熟練低所得労働者が労働組合や労使関係の枠組みからすっぽり抜け落ちてしまっていることの表れともいえる。

### エビデンスに基づいた政策を実施するための専門委員会の検討

最後に、最低賃金政策が政治的な思惑に影響を受けやすいことを考えると、日本においてもイギリスの低賃金委員会（LPC）のようなエビデンスに基づいて政策判断を行うような専門家集団の組織が必要である。日本の場合<sup>21</sup>、各地域の最低賃金の値上げ幅に関する目安を示す中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)が存在し、委員はやはり公労使で構成されている。公益委員は労使の意見が一致しない中での調整役を担っており、イギリスでいえば、1993年以前の賃金審議会(Wage Council)と似ている。したがって、LPCのような調査、分析、研究機能を少しでも付加すべく、当面は、例えば、6名の公益委員の内、少なくとも2名程度は最低賃金の理論・実証分析に詳しい労働経済学者を任命すべきと考えられる。

---

<sup>21</sup> 日本の場合、最低賃金を改定する場合は中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)が各地域の最低賃金の値上げ幅に関する目安を示す。審議会は労働者側委員、使用者側委員、公益委員で構成されているが、通常は労使双方の意見が一致しないため、結果として中立的な立場の公益委員の意見が目安に反映される場合が多い。中央最低賃金審議会の答申を受け、都道府県ごとの最低賃金審議会が議論を行い、地域の実情を踏まえた上で最終的に改定を行うこととなっている。しかしながら、実際には、中央最低賃金審議会の目安にほぼ従う形で決定されている。

## 9 まとめ

本稿では、海外や日本において行われてきた最低賃金に関する理論的、実証的な研究を包括的に紹介し、こうした研究の到達点がどこにあるのか鳥瞰図的な視点から明らかにした上で、日本の最低賃金政策を考える上でのインプリケーションを提示した。

まず、最低賃金政策の是非を巡って重要な判断基準となる雇用への影響については、日本でも実証分析の蓄積が進んでおり、大規模なマイクロ・パネルデータを使い、より最低賃金変動の影響を受けやすい労働者へ絞った分析は、ほぼ雇用へ負の効果を見出している。こうした事実を踏まえて最低賃金政策のあり方を評価、議論していく必要がある。また、雇用のみならず、所得分布、労働時間、収益、価格、ひいては人的資本への影響を分析し、最低賃金による影響の総合的な評価を行うことも重要である。

具体的な政策提言としては、まず、第一に、最低賃金の引き上げを認める場合も、政策的には特定のグループが過度な負担を背負うことを極力回避すべきである。ヨーロッパ諸国のように、若年に対し年齢階層に分けて異なる最低賃金を適用することも検討に値しよう。第二に、最低賃金を引き上げる場合でも、なるべく緩やかな引上げに止めるべきである。第三に、最低賃金制度への依存は労使関係の機能不全の象徴と考えると、低賃金労働者の待遇改善を労使関係の中でいかに実現させていくかという方向の努力も必要である。第四に、日本においてもイギリスの低賃金委員会（LPC）のようなエビデンスに基づいて最低賃金に関わる政策判断を行うような専門組織を検討すべきである。

### コラム：北欧における最低賃金の雇用への影響

北欧諸国の最低賃金はすべて労働協約で定められている。その場合、法律で定められた他の国々と最低賃金の雇用への影響は異なるであろうか。それぞれの国における実証分析をみてみよう。まず、スウェーデンについては、Skedinger (2006)は、実質最低賃金の上昇は職喪失の可能性を高めることを示した（10%の実質最低賃金の上昇がリスクグループの雇用確率を5%引き下げ）。ホテルやレストラン産業で最低賃金が拘束的であるが、10代若者（18 - 19歳）には1993年に年齢別の最低賃金制度を導入したこともあって雇用の悪影響はみられなかった（1993～98年）。

フィンランドについては、Böckerman and Uusitalo (2009)が、1993～95年の最低賃金の一時的な例外の影響を分析したが、小売部門での雇用創出効果はなかった（例外で可能になった若年へのより低い最低賃金はあまり利用されなかった）。ノルウェーについては、Askildsen et al.(2000)が、1991 - 1995年を対象に最低賃金の上昇が就業から失業への移行をわずかに高める、デンマークについては、Albæk and Strøjer Madsen (1987)が、1970年代末の最低賃金上昇が雇用へ負の影響を与えたことを示している。このように北欧につ

いもほとんどの分析が最低賃金の雇用への負の影響を見出しているが、他のヨーロッパ諸国でも採用されているような若年には別途低い最低賃金水準を設定していることは若年雇用への悪影響を和らげる効果があると考えられる。

## 参考文献

日本語文献：

- 有賀健[2007]「新規高卒者の労働市場」、林文夫編『経済停滞の原因と制度』、勁草書房、pp.228-263.
- 勇上和史[2005]「都道府県データを用いた地域労働市場の分析—失業・無業の地域間格差に関する考察」『日本労働研究雑誌』No. 539、pp. 4-16.
- 大竹文雄[2007]「米で深まる最低賃金論争」エコノミクストレンド日本経済新聞 2007/9/3 朝刊.
- 大竹文雄[2010]『競争と公平感—市場経済の本当のメリット』、中央公論新社.
- 大竹文雄[2013]「最低賃金と貧困対策」、本書第7章.
- 奥平寛子・滝澤美帆・大竹文雄・鶴光太郎[2013]「最低賃金が企業の資源配分の効率性に与える影響」本書第3章.
- 川口大司[2009]「最低賃金と雇用」大橋勇雄編著『労働需要の経済学』ミネルヴァ書房、第8章.
- 川口大司 森悠子[2013]「最低賃金と若年雇用：2007年最低賃金法改正の影響」本書第2章.
- 坂口尚文[2009]「企業にとっての最低賃金—認識と対応」労働研究雑誌 No.593、pp.29-40.
- JILPT[2011]『最低賃金の引上げによる雇用等への影響に関する理論と分析』JILPT資料シリーズ No.90.
- 橘木俊詔・浦川邦夫[2006]『日本の貧困研究』、東京大学出版会.
- 橘木俊詔・高畑 雄嗣 [2012]『働くための社会制度』（第2章「最低賃金制度の充実は最高のワークフェア政策」）、東京大学出版会.
- 樋口美雄・佐藤一磨・小林徹[2011]「最低賃金引上げの経済効果：パネルデータによる分析」KEIO/KYOTO GLOBAL COE DISCUSSION PAPER SERIES DP2011-025.
- 森川正之[2013]「最低賃金と地域間格差—実質賃金と企業収益の分析—」本書第4章.

英語文献：

- Abowd, John M., Francis Kramarz, David N. Margolis, and Thomas Phillipon [2000] “The Tail of Two Countries: Minimum Wages and Employment in France and the United States.” Discussion Paper No.203. Institute for the Study of Labor (IZA).
- Acemoglu, Daron [2001] “Good Jobs versus Bad Jobs: Theory and Some Evidence”, *Journal of Labor Economics*, Vol. 19, pp 1-22.
- Acemoglu, Daron and Steve Pischke (1999) “Beyond Becker: Training in Imperfect Labor Markets”, *Economic Journal*, Vol. 109, F112-F142.
- Addison John T., McKinley L. Blackburn and Chad D. Cotti [2009] “Do Minimum Wages Raise Employment? Evidence from the U.S. Retail-trade Sector?” *Labour Economics*, Vol. 16, No.4, pp.397–408.
- Addison John T., McKinley L. Blackburn and Chad D. Cotti [2012] “The Effect of Minimum Wages on Labour Market Outcomes: County-Level Estimates from the Restaurant and Bar Sector” *British Journal of Industrial Relations* Vol. 50, No. 3, pp. 412–435.

- Addison, John T. and Orgul Demet Ozturk [2010] “Minimum Wages, Labor Market Institutions, and Female Employment and Unemployment: A Cross-Country Analysis” *IZA DP* No. 5162.
- Addison, John T., McKinley L. Blackburn and Chad D. Cotti [2011] “Minimum Wage Increases Under Straightened Circumstances”, *IZA DP* No. 6036.
- Aghion, Philippe, Yann Algan and Pierre Cahuc [2011] “Civil Society and the State: The Interplay Between Cooperation and Minimum Wage Regulation”, *Journal of the European Economic Association*, Vol. 9, No. 1, pp.3-42.
- Albæk, K., and E. Strøjer Madsen [1987] “Wage Distributions and Employment Effects of the Danish Minimum Wage”, in R. Lund, P.J. Pedersen and J. Beyer Schmidt-Sorensen (eds), *Studies in Unemployment*, New Social Science Monographs, Copenhagen.
- Allegretto, A. Sylvia, Arindrajit Dube and Michael Reich [2011] “Do Minimum Wages Really Reduce Teen Employment? Accounting for Heterogeneity and Selectivity in State Panel Data,” *Industrial Relations*, Vol. 50, No. 2, pp. 205-240.
- Askildsen, J.E., K.E. Lommerud, Ø.A. Nilsen and K.G. Salvanes [2000] “Union Bargained Minimum Wages: Are There Any Employment Effects?”, mimeo, University of Bergen, Norway.
- Bentolila S. and Bertola, G.[1990] “Firing Costs and Labour Demand: How Bad is Eurosclerosis?” *Review of Economic Studies* Vol.57, pp.381-402.
- Burkhauser, Richard V. and Joseph J. Sabia (2007), “The Effectiveness of Minimum Wage Increases in Reducing Poverty: Past, Present and Future” *Contemporary Economic Policy* Vol. 25, No. 2, pp. 262-281.
- Butcher, Tim [2012] “Still Evidence-Based? The Role of Policy Evaluation in Recession and Beyond: The Case of the National Minimum Wage” *National Institute Economic Review* Vol.219, pp.R26-R40.
- Böckerman, Petri and Roope Uusitalo [2009] “Minimum Wages and Youth Employment: Evidence from the Finnish Retail Trade Sector” *British Journal of Industrial Relations* Vol.47, No.2 , pp. 388–405.
- Boeri, Tito [2012] “Setting the Minimum Wage”, *Labour Economics*, Vol.19. pp.281-290
- Cahuc, Pierre and Philippe Michel [1996] “Minimum Wage, Unemployment and Growth”, *European Economic Review*, Vol. 47, pp.1463-82
- Card, David and Alan B. Krueger [1994] “Minimum Wage and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania,” *American Economic Review*, Vol. 84, No.4, pp.772-793.
- Card, David and Alan B. Krueger [1995] *Myth and Measurement: The New Economics of the Minimum Wage*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Card, David and Alan B. Krueger [2000] “Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania: Reply,” *American Economic Review* Vol.90, No.5, pp.1397–1420.
- Cotti, Chad and Nathan Tefft [2009] “Do Changes in the Minimum Wage Impact Obesity in the U.S.?”

mimeo.

Croucher, Richard and Geoff White (2011), "The Impact of Minimum Wages on the Youth Labour Market: An International Literature Review for the Low Pay Commission".

Dickens, R. and Draca, M. [2005] "The Employment Effects of the October 2003 Increase in the National Minimum Wage", Report for the Low Pay Commission.

Dickens, R., Riley, R. and Wilkinson, D. [2009] "The Employment and Hours of Work Effects of the Changing National Minimum Wage", Report for the Low Pay Commission.

Dickens, Richard, Rebecca Riley and David Wilkinson [2012] "Re-examing the Impact of the National minimum Wage on Earning, Employment and Hours: The Importance of Recession and Firm Size", Report to the Low Pay Commission.

Dolado, Juan, Francis Kramarz, Stephen Machin, Alan Manning, David Margolis, Coen Teulings, Gilles Saint-Paul, and Michael Keen. 1996. "The Economic Impact of Minimum Wages in Europe." *Economic Policy*, Vol. 11, No. 23 (October), pp. 317-72.

Dolton, P., Rosazza Bondibene, C. and Wadsworth, J. [2009] "The Geography of the National Minimum Wage", Report for the Low Pay Commission.

Dolton, Peter and Chiara Rosazza Bondibene [2011] "An Evaluation of the International Experience of Minimum Wages in an Economic Downturn", the Low Pay Commission.

Draca, Mirko, Stephen Machin and John Van Reenen [2011] "Minimum Wages and Firm Profitability," *American Economic Journal: Applied Economics*, Vol. 3, No.1, pp. 129-151.

Dube, Andrajit, T. William Lester and Michael Reich [2010] "Minimum Wage Effects Across State Borders: Estimates Using Contiguous Counties" *Review of Economics and Statistics*, Vol.92, No. 4, pp.945-964.

Galindo-Rueda, F. and Pereira, S. [2004] "The Impact of the National Minimum Wage on British Firms", Report for the Low Pay Commission.

Guiliano, Laura [2013] "Minimum Wage Effects on Employment, Substitution, and the Teenage Labor Supply: Evidence from Personnel Data," *Journal of Labor Economics*, Vol. 31, No. 1, pp.155-194.

Holmes, James M., Patricia A. Hutton, and Jeffrey D. Burnette [2009] "The Minimum Wage, Teenage Employment and the Business Cycle." Mimeo.

Hori, H. and N. Sakaguchi [2005] "Economic Analysis on the Minimum Wage in Japan", The Japan Institute for Labour Policy and Training.

Kalenkoski, Charlene M. and Donald J. Lacombe [2011] "Minimum Wages and Teen Employment: A Spatial Panel Approach" *IZA DP*No. 5933.

Kabayashi, Ryo, Daiji Kawaguchi and Ken Yamada[2010] "The Minimum Wage in a Deflationary Economy: The Japanese Experience, 1994-2003." *IZA Discussion Papers*. Institute for the Study of Labor (IZA).

Kawaguchi, Daiji and Ken Yamada [2007] "The Impact of the Minimum Wage on Female Employment

- in Japan,” *Contemporary Economic Policy*, Vol. 25, No. 1, pp. 107-118.
- Kawaguchi, Daiji and Yuko Mori [2009] “Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?” *Pacific Economic Review*, Vol.14, No.4, pp. 532-554
- Macdonald, J. and Aaronson, D., [2006] “How Firms Construct Price Changes: Evidence from Restaurant Responses to Increased Minimum Wages”, *American Journal of Agricultural Economics*, Vol.88, No.2, pp. 292-307.
- Machin, S., Manning, A. and Rahman, L. [2003] “Where the Minimum Wage Bites Hard: Introduction of Minimum Wages to a Low Wage Sector”, *Journal of the European Economic Association*, Vol.1, No.1, pp. 154–80.
- Manning, Alan [2003] *Monopsony in Motion: Imperfect Competition in Labor Markets*. Princeton: Princeton University Press.
- Manning, Alan [2009] “The UK’s National Minimum Wage”, *Centre Piece*, Autumn, 2009.
- Manning, Alan [2012] “Minimum Wage: Maximum Impact”, Resolution Foundation
- Metcalfe, D. [2008] “Why Has the British National Minimum Wage Had Little or No Impact on Employment?”, *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 50, No.3, pp. 489–512.
- Mulheirn, I. [2008] “The impact of the 2006 National Minimum Wage Rise on Employment”, *Economic & Labour Market Review*, Vol.2, No.9, pp. 30–36.
- Neumark, David, J.M. Ian Salas, and William Wascher [2013] “Revisiting the Minimum Wage-Employment Debate: Throwing Out the Baby with the Bathwater?”, *NBER Working Paper* No. 18681
- Neumark, David, Mark Schweitzer, and William Wascher [2004] “Minimum Wage Effects Through out the Wage Distribution.” *Journal of Human Resources*, Vol. 39, No. 2, pp. 425-50.
- Neumark, David, Mark Schweitzer, and William Wascher [ 2005] “The Effects of Minimum Wages on the Distribution of Family Incomes: A Non-parametric Analysis.” *Journal of Human Resources*, Vol. 40, No.4, pp. 867-917.
- Neumark, David, Mark Schweitzer, and William Wascher [2000] “Minimum Wage Effects Throughout the Wage Distribution.” *NBER WP*No. 7519
- Neumark, David, and William Wascher [1992], “Employment Effects of Mini- mum and Subminimum Wages: Panel Data on State Minimum Wage Laws,” *Industrial and Labor Relations Review* Vol.46, No.1, pp.55–81.
- Neumark, David, and William Wascher[2000]“Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast- Food Industry in New Jersey and Pennsylvania: Comment,” *American Economic Review* Vol.90, No.5, pp.1362–1396.
- Neumark, David, and William Wascher [2004] “Minimum Wages, Labor Market Institutions, and Youth Employment: A Cross-National Analysis.” *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 57, No. 2, pp. 223-48.

- Neumark, David and William Wascher [2007] “Minimum Wages and Employment.” *Foundations and Trends in Microeconomics* Vol.3, pp.1–2.
- Neumark, David, and William L. Wascher [2008] *Minimum Wages* Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Pereira, Sonia C. [2003] “The Impact of Minimum Wages on Youth Employment in Portugal.” *European Economic Review*, Vol. 47, No. 2 (April) , pp. 229-44.
- Powers, E., R. Baiman, and J. Persky (2007), “The impacts of the Illinois Minimum Wage on the Fast Food Industry”, Report to the Russel Sage Foundation.
- Rebitzer, James, and Lowell Taylor [1995] “The Consequences of Minimum Wage Laws: Some New Theoretical Ideas.” *Journal of Public Economics*, Vol. 56, No. 2, February, pp. 245-55.
- Ropponen, Olli [2011] “Reconciling the Evidence of Card and Krueger (1994) and Neumark and Wascher (2000)”, Government Institute for Economic Research (VATT), Finland.
- Sabia, Joseph J. [2009] “Identifying Minimum Wage Effects: New Evidence from Monthly CPS Data,” *Industrial Relations* Vol.48, No.2, pp.311 - 328.
- Skedinger, P. [2006] “Minimum Wages and Employment in Swedish Hotels and Restaurants”, *Labour Economics*, Vol.13, pp.259–90.
- Stewart, M. [2001] “Estimation of the Individual-level Employment Effects of the Introduction of the National Minimum Wage”, Report to the Low Pay Commission.
- Stewart, M. [2003] “Modelling the Employment Effects of the Minimum Wage”, Report for the Low Pay Commission.
- Stewart, M. [2004a] “The Impact of the Introduction of the UK Minimum Wage on the Employment Probabilities of Low Wage Workers”, *Journal of the European Economic Association*, Vol.2, pp.67-97.
- Stewart, M. [2004b] “The Employment Effects of the National Minimum Wage”, *Economic Journal*, Vol.114, pp.C110-C116.
- Stewart, M. and Swaffield, J.K. [2008] “The Other Margin: Do Minimum Wages Cause Working Hours Adjustments for Low-Wage Workers?” *Economica* Vol.75, pp.148–167
- Thompson, Jeffrey [2009] “Using Local Labor Market Data to Re-Examine the Employment Effects of the Minimum Wage.” *Industrial and Labor Relations Review* Vol.62, No.3, pp.343-66.
- Wadsworth, Jonathan (2007), ““Did the Minimum Wage Change Consumption Patterns?””, Report to Low Pay Commission.
- Wadsworth, Jonathan [2009] “Did the National Minimum Wage Affect UK Prices?” *IZA DP* No. 4433.

図1 最低賃金・平均所得比率（フルタイム、メディアン）、2010年、OECD

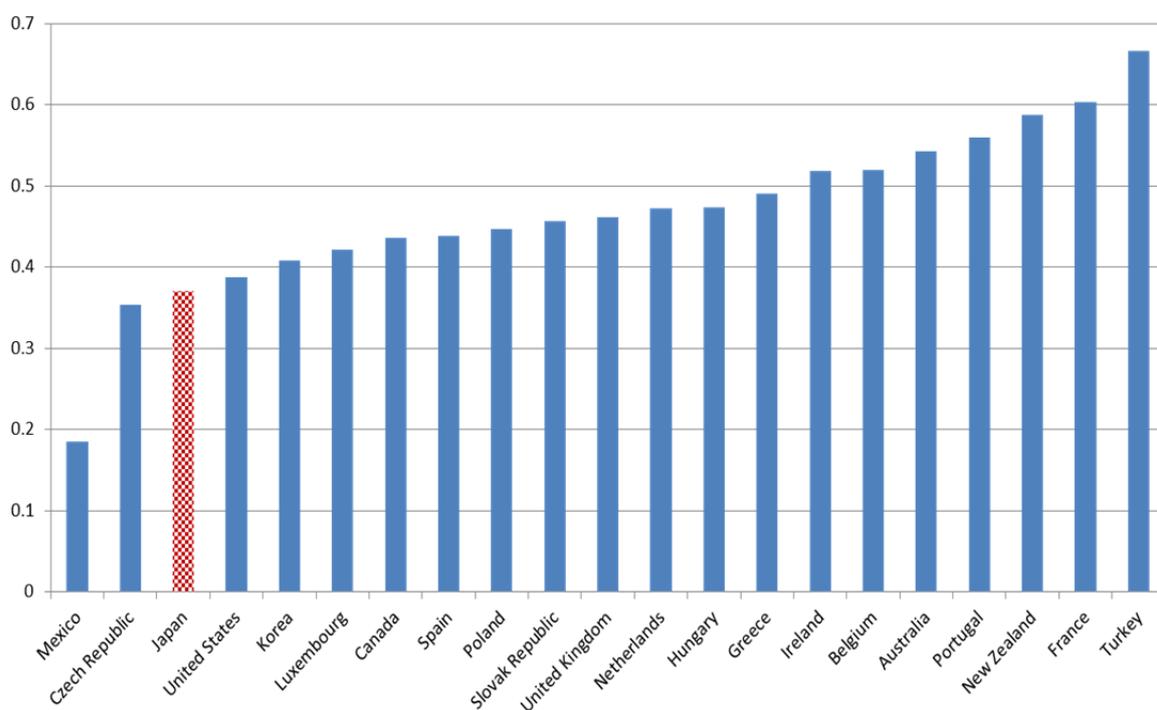


図2 実質最低賃金（時間当たり、購買力平価 US ドル表示）、2010年、OECD

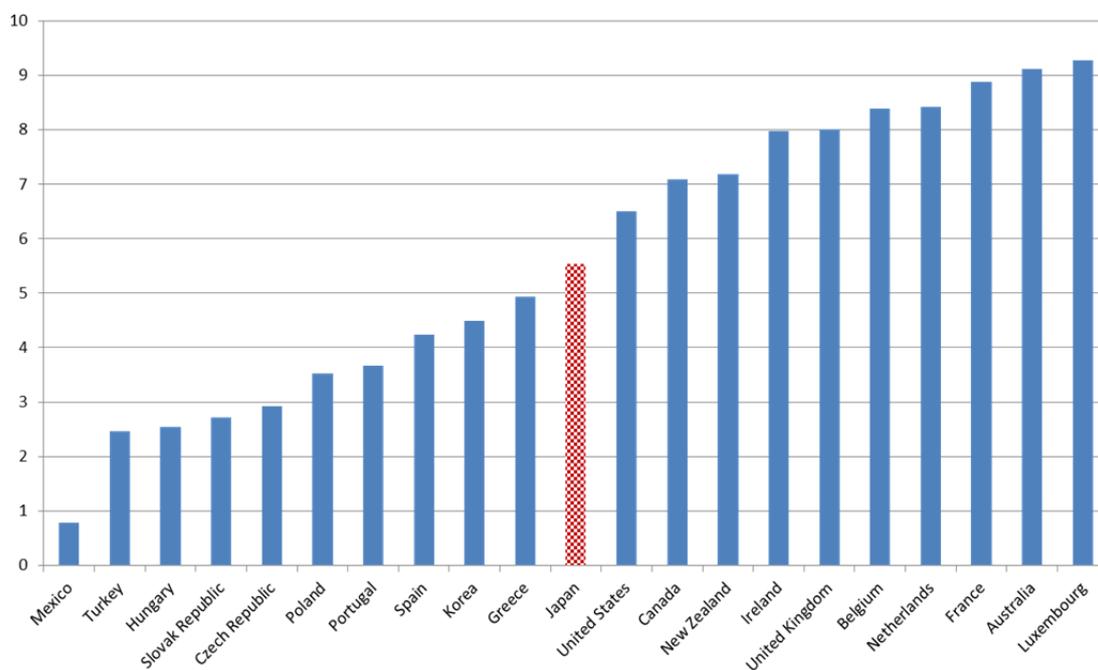


図3 最低賃金規制、労使関係、組合組織率の関係(Aghion, Algan and Cahuc (2010))

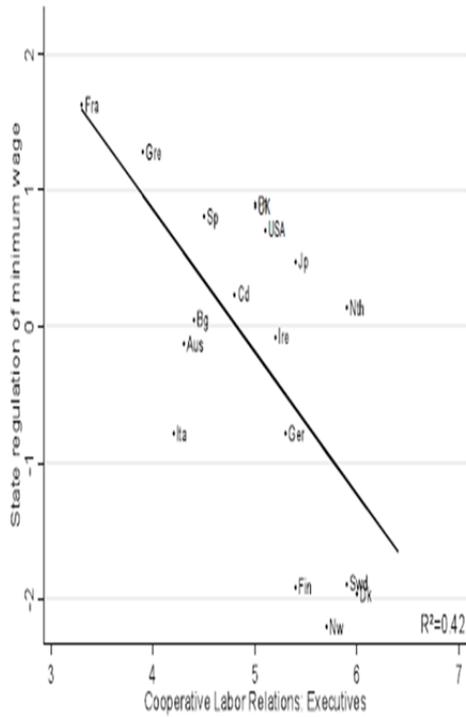


FIGURE 1. Correlation between state regulation of minimum wages and executives' beliefs in cooperative labor relations. Source: ILO and OECD 1980-2003, and GRC 1999.

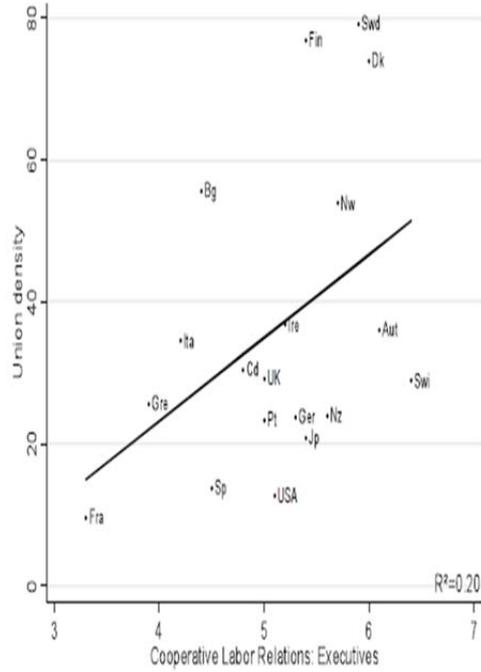
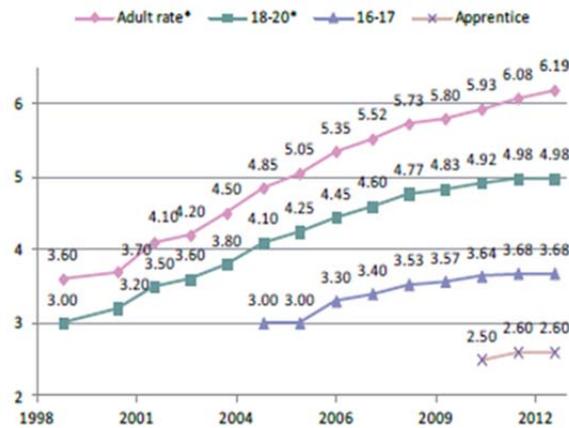


FIGURE 5. Correlation between union density and executives' beliefs in cooperative labor relations. Source: OECD 1980-2003 and GRC 1999 database.

図4 イギリス全国最低賃金の推移(Manning(2012))

Figure 1: Historic rates of the National Minimum Wage £ per hour

Current prices



Source: Low Pay Commission

Constant 2011 prices, adjusted for RPI

